総合評価一般競争入札形式による競争見積説明書

次のとおり公告した総合評価一般競争入札形式による競争見積に関することについては、公告で定めるもののほか、この総合評価一般競争入札形式による競争見積説明書によるものとする。

・令和８年10月26日付け茨木市告示第424号
・令和８年10月26日付け茨木市告示第425号
・令和８年10月26日付け茨木市告示第426号
・令和８年10月26日付け茨木市告示第427号

１　総合評価一般競争入札の意義

従来は、価格競争型の入札方式が主流であったが、地方自治法施行令が平成11年２月17日に改正され、総合評価入札の導入が可能となった。茨木市では、この改正を受け、「価格」だけでなく、「技術力」や雇用に対する取組、環境への配慮、社会貢献及び災害時の業務体制などを併せて評価し、総合点数が最も高い企業を落札者とする総合評価一般競争入札を導入するものである。

また、一般競争入札を行うことにより、入札における透明性、公平・公正性、競争性が高まるとともに、「談合」等の不正行為の防止に繋げるものである。

本業務に係る採用者の決定は、令和９年度の事前準備行為であるため、総合評価一般競争入札の意義を踏まえ、総合評価一般競争入札形式の競争見積により執行することとする。

２　低入札基準価格の設定

総合評価一般競争入札は、地方自治法施行令第167条の10の２第１項及び第２項に基づき、予定価格の範囲内の価格をもって申込をした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするもので、併せて低入札基準価格を設定する。

この低入札基準価格は、地方自治法施行令第167条の10の２第４項の規定に基づき、学識経験を有する第三者の委員組織である小学校給食調理業務委託に係る「茨木市総合評価競争入札評価委員会」の意見を聴き、契約の内容に適合した履行及び公正な取引の秩序を確保することを目的として設定するものである。

３　総合評価一般競争入札形式による競争見積に関する資料の配布

(1)公告４(1)の　総合評価一般競争入札形式による競争見積資料は、次の①から⑤をいう。

①　総合評価一般競争入札形式による競争見積説明書

② 茨木市総合評価競争落札方式評価基準書（小学校給食調理業務委託）
③ 提案書様式
④ 提案書記入説明資料
⑤ 採用者決定までのスケジュール

(2)配布期間及び場所は、公告のとおりとする。

4 業務内容説明書、見積書及び見積金額内訳書の配布

業務内容説明書、見積書及び見積金額内訳書は、公告で規定する総合評価説明会において配布する。

5 総合評価一般競争入札形式による競争見積で提出する見積書等

見積参加者は、入札心得を熟読のうえ、(1)の提出書類を所定の方法により整備し、公告で定める見積期間、場所及び見積方法等により提出しなければならない。

(1) 提出書類
① 見積書
② 見積金額内訳書
③ 提案書
④ 提案書に添付するように規定している当該提案書の書類（以下「添付書類」という。）

(2) 提出方法
(1)①及び②は一つの封筒に同封し、密封の上社印を押印すること。③④については、紙製のＡ４フラットファイルに綴じて、正本のみ背表紙に会社名を記入すること(副本には会社名、ロゴマークなど会社を特定できるものを入れないこと)。

(3) 提出部数
正本１部及び副本４部（副本には会社名、ロゴマークなど会社を特定できるものを入れないこと）

(4) 各評価項目において、提案書及び添付書類を提出しない者は、当該評価項目の評価を得ることができない。

(5) 見積以後における(1)の提出書類の書き換え、引き替え又は撤回をすることはできない。

6 総合評価一般競争入札形式による競争見積における採用者の決定

(1) 本業務の採用者を決定するに当たり、５(1)の提出書類を公正に審査し、採用者を決定するため、学識経験を有する委員で構成する小学校給食調理業務委託に係る「茨木市総合評価競争入札評価委員会」に意見を聴く。

(2) 本総合評価競争において、(1)の評価委員に意見を聴き、採用者となった場合には、採用者が提案した内容は、仕様書に規定されたものとみなす。

7 問合せ先

茨木市駅前三丁目８番13号
茨木市　教育総務部　保健給食課　　電話：072-620-1681（直通）